

# 叙勲受章・表彰受賞おめでとうございます

国または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々とほか1人が栄誉に輝かれました。

■ 叙勲・県知事表彰：秘書広報課 ☎049-256-9187

青少年育成埼玉県民会議表彰：生涯学習課 ☎049-252-7138 シラコバト賞：協働推進課 ☎049-252-7121

## 令和7年秋の叙勲

瑞宝小綬章(地方自治功労)



松浦 將行 さん  
元東京都下水道局長

瑞宝双光章(調停委員功労)

白幡 素子 さん  
現調停委員

※お名前のみのご紹介と  
させていただきます。

瑞宝单光章(皇室業務功労)



豊島 卓直 さん  
元内閣府技官

## 第45回危険業務従事者叙勲

瑞宝单光章(警察功労)



久嶋 久雄 さん  
元警視庁警部補

## 県知事表彰

消防功労

生井 重雄 さん  
現入間東部地区事務組合  
消防本部消防監

※お名前のみのご紹介と  
させていただきます。

## 青少年育成 埼玉県民会議表彰

青少年育成功労賞



羽石 貴裕 さん

## 第57回シラコバト賞



太田 操 さん



津坂 昭司 さん



鈴木 栄 さん



荒川 照子 さん



峠 美代子 さん

彩の国コミュニティ協議会では、住みよい地域社会の実現のために、積極的な実践活動を続けている個人、団体の方にシラコバト賞を贈呈し、その活動と功績を顕彰しています。



児童福祉ボランティアグループ  
まいまい



つるせ台小学校学校応援団  
「みまもり隊」協議委員会

# 所得税の確定申告／市・県民税の申告

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

■確定申告について：川越税務署 ☎049-235-9411 市・県民税の申告について：税務課 ☎049-252-7116

## 電子・郵送で申告

ご自身で申告書を作成できる方はご協力ください。

### ■ 所得税の確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または郵送で申告できます。  
【宛先】〒350-8666 川越市並木452-2  
川越税務署



### マイナポータル連携が便利です

e-Taxとマイナポータルを連携すると、給与・年金の収入、医療費控除や寄附金控除の申告に必要な情報が自動入力されます。  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 (月～金曜午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く))



## 申告会場で申告

### 川越税務署の申告会場で申告

受付できる申告 所得税の確定申告

LINEでの事前発行または当日配付の 入場整理券 が必要です。

国税庁LINE  
公式アカウント▶



開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後4時(相談は午前9時から) ※土日祝を除く(3月1日(日)は開設)

### 市の申告会場で申告

受付できる申告 市・県民税の申告、簡易な所得税の確定申告

インターネットまたは往復はがきでの 事前予約 が必要です(当日不可・右ページ参照)。

- 申告以外は受け付けできません。
- 作成済みの申告書の提出のみは予約不要です(内容の確認はできません)。
- 収支内訳書や医療費控除の明細書などの代行作成はできません。

開設期間 ※土日祝を除く(2月22日(日)は開設)

市の申告会場	とき	
	期間	時間
市役所2階会議室	2/16(月)～25(水) 3/5(木)～16(月)	9:00～15:30
みずほ台コミュニティセンター	2/26(木)～27(金)	
ピアザ☆ふじみ	3/2(月)	
水谷公民館	3/3(火)	
水谷東公民館	3/4(水)	

※鶴瀬西交流センターは工事休館のため申告会場はありません。

※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

1月5日(月)～2月13日(金)の市役所開庁日は、市・県民税の申告のみ市役所税務課窓口で受け付けます(予約不要)。

### 申告期間中のお願い

申告期間中、担当職員は申告会場で従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。確定申告に関する問合せは、川越税務署(☎049-235-9411)へお願いします。

## 市の申告会場の予約方法

### インターネット予約

予約期間 1月16日(金)午前9時～予約希望日の前日

- 市ホームページから予約フォームを開く
- 必要事項を入力して送信

詳しくは  
こちら▶



### インターネット予約をお手伝いします

スマートフォンなどをお持ちでない方や、予約方法が分からぬ方向けに、インターネット予約のお手伝いをします。

※スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

#### 【注意事項】

- 来場にあたっては予約不要です。
- 税の申告や相談はできません。

#### インターネット予約お手伝いの日程

場所	期間	時間
市役所税務課 (市役所開庁日のみ)	1/16(金)～ 3/13(金)	8:30～17:15 ※1/16(金)は9:00から
みずほ台コミュニティセンター	1/20(火)	9:30～11:30
ピアザ☆ふじみ	1/20(火)	14:00～16:00
水谷東公民館	1/21(水)	9:30～11:30
水谷公民館	1/21(水)	14:00～16:00

※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

### 市の申告会場 持ち物簡易チェックリスト

- マイナンバー確認書類  
マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど
- 本人確認書類  
マイナンバーカード、運転免許証など
- 令和7年中の収入が分かる書類  
源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など
- 令和7年中の各種控除証明書・領収書  
生命保険料、地震保険料、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金など

※予約した時間の10分前から入場できます。予約時間を過ぎた場合は受け付けできません。

※必要書類がそろっていない場合や、来場時に収支内訳書や医療費控除の明細書などが作成できていない場合は受け付けできません。

### 往復はがき予約 (往復はがきは各自ご用意ください)

予約期間 1月16日(金)～30日(金)(消印有効)

- 往復はがきに必要事項(下図参照)を記入し、税務課宛てに送付
- 返信はがき(2月6日(金)送付予定)で予約日時を確認  
※2月12日(木)までに届かない場合はご連絡ください。
- 時間帯の指定、日程変更、キャンセルは原則できません。

往 復 は が き の 記 入 事 項 目	354 8511	富士見市役所 税務課	何も 書かないで ください。
	①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号(日中に連絡が取れる番号) ⑤第1～3希望日 ⑥家族分を申告する場合は申告件数		
返 信 ( 裏 )	①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号(日中に連絡が取れる番号) ⑤第1～3希望日 ⑥家族分を申告する場合は申告件数	返 信 ( 裏 )	往 復 は が き の 記 入 事 項 目
	返 信 ( 裏 )		

### 【インターネット・往復はがき予約共通事項】

- 予約は申告書1件につき1枚です。家族分で複数申告する場合は、その件数分予約をお取りください(はがきの場合は件数を記載してください)。
- 予約状況の問合せは対応できません。

## 保険税(料)の軽減には申告が必要です

### ■ 国民健康保険加入者

世帯主および被保険者のうち、16歳以上（令和8年4月1日時点）の方は、所得がない場合や非課税所得（遺族年金・障害年金、雇用保険など）のみの場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと、所得が軽減基準に該当していても保険税が軽減されません。また、医療費の自己負担限度額の区分判定が正しく行えない場合があります。

※税法上の被扶養者は原則申告不要ですが、国民健康保険税申告書の提出が必要な場合があります。提出が必要な世帯には、6月上旬に申告書を送付します。

問保険年金課 ☎049-252-7113



- 【共通事項】**
- 令和7年中に納めた保険税(料)は申告の際、社会保険料控除の対象となります。
  - 座振替で納付された方には、1月末までに納付済額のお知らせを送付します。

### 介護保険に関する令和7年分の税の所得控除

問高齢者福祉課 ☎049-252-7107

### ■ 要介護認定者の障害者控除

確定申告書などに障害者控除対象者認定書を添付することで、以下の所得控除が受けられます。

対象の方には認定書を発行しますので、高齢者福祉課に申請してください。障害者手帳などをお持ちの方は、手帳の写しの添付で控除が受けられます。

**対象** 令和7年12月末現在で65歳以上の次のいずれかの方

- 要介護2または3の方…障害者控除
- 要介護4または5の方…特別障害者控除

### ■ 介護保険料の社会保険料控除

令和7年中に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象です。納めた保険料額を次の①～③で確認し、申告の際に提示してください。

#### ①年金天引きで納めた方の対象額

…令和7年分の年金の源泉徴収票の社会保険料額  
※国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料の額が合算されている場合があります。

※本人以外が申告することはできません。

※非課税年金（遺族年金や障害年金）のみを受給している方は源泉徴収票が発行されません。

#### ②納付書で納めた方の対象額

…令和7年中に納めた合計額

#### ③年金天引きと納付書の両方で納めた方の対象額

…上記①②の合計額

口座振替で納付された方には、1月末までに納付済額のお知らせを送付します。

### ■ 後期高齢者医療被保険者

世帯主および被保険者は、所得がない場合や非課税年金のみを受給している場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと、所得が軽減基準に該当していても保険料の軽減が受けられません。また、同一世帯内に申告をしていない方がいると医療費（自己負担額）の正しい区分判定ができませんので、世帯全員の申告をしてください。

問保険年金課 ☎049-252-7114



### ■ 医療費控除

#### 寝たきり状態などの方のおむつ代

下記のいずれかの書類を申告書に添付してください。

- かかりつけ医師が発行するおむつ使用証明書
- 高齢者福祉課発行の証明書（要介護認定期間分）

※申請1年目の方でも次の全てに該当する場合は②の発行ができます。

- 令和7年の要介護認定を含む複数の要介護認定の有効期間が合算して6か月以上あること
- 介護保険法に基づく主治医意見書により、おむつの使用の必要性が認められること

#### 介護サービス自己負担額

令和7年中に支払った介護サービスの自己負担額は、下表のとおり医療費控除の対象となるものがありますので、確認し申告してください。

申告時は、高額介護サービス費や介護保険サービス利用者負担助成金など自己負担額に補てんされた額を差し引いてください。

	医療費控除の対象となる介護サービス	対象となる額
施設	特別養護老人ホーム	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計の1/2の額
	老人保健施設など	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
在宅	医療系介護サービス（訪問看護・訪問リハなど）	サービスの対価として支払った自己負担額

※福祉系介護サービス（通所介護・訪問介護（一部を除く）など）は、上記医療系介護サービスと併せて利用した場合のみ控除対象

▶医療費控除を受けるには、別途、医療費控除の明細書を申告時に提出する必要があります。



富士見市地域・自治シンポジウム

# オススメしたくなる公民館になろう！

「自分が公民館職員になったらどんなイベントをしてみたい？」「公民館をどんなことで使いたい？」



講師：中本正樹氏  
(Nakamasagas代表)

自分のアイデアを提案する楽しいワークショップに参加しませんか。

普段公民館を利用する方はもちろん、利用したことがない中・高・大学生の参加も大歓迎です。

**とき** 2月1日(日)午後1時30分～4時

**場所** 水谷公民館

**対象** 市内在住、在学で中学生以上の方

**定員** 40人(無料、申込順)

**申込** 1月6日(火)～26日(月)にWeb・電話・窓口で

※各公民館の電話・窓口は平日午前9時～午後5時



詳しくは  
こちら▶

## 問・申込先

鶴瀬公民館 ☎049-251-1140

南畠公民館 ☎049-251-5663

水谷公民館 ☎049-251-1129

水谷東公民館 ☎048-473-8717

## 出演モデル 募集!!

# Fujimi × 5ヵコレクション

～経験豊富なショップ店員のスタイリングと現役モデルの指導でランウェイを歩こう～

ユニクロららぽーと富士見店の経験豊富なショップ店員にトータルコーディネートをしてもらい、富士見市PR大使で現役モデルの下川原リサさんのウォーキング指導でランウェイを歩きます。

**共催** 三井ショッピングパーク ららぽーと富士見、市教育委員会

**協力** ユニクロららぽーと富士見店、POLA THE BEAUTY ららぽーと富士見店



下川原 リサさん

### 全体説明会

**とき** 1月26日(月)午後1時30分～2時30分

**場所** ららぽーと富士見3階ららぽーとホール

【洋服選び】の日程を決めます(2月の月・木曜正午～午後5時)。

### メイクと姿勢～プロから学ぼう～

**とき** 2月16日(月)午前11時～午後2時30分(昼休憩あり)

**場所** ららぽーと富士見3階ららぽーとホール

スキンケアやメイクの基礎、ランウェイを歩く際の姿勢や意識を学びます。

### ファッションショー当日

**とき** 2月23日(祝)午前9時30分集合

(ファッションショーは午前11時～正午)

**場所** ららぽーと富士見1階屋内広場

洋服・メイクのトータルコーディネートでランウェイを歩きます。

詳しくは  
こちら▶



### 【申込について】

**対象** 全日程に参加できる60歳以上の方

※ファッショントレーニング当日は、子・孫との出演も可(要相談)

**定員** 15人(定員超は抽選)

**費用** 洋服購入代として15,000円程度

※コーディネートにより金額が前後します。

**申込** 1月16日(金)までにWeb・窓口で

※各公民館の窓口は平日午前9時～午後5時

### 問・申込先

鶴瀬公民館 ☎049-251-1140

南畠公民館 ☎049-251-5663

水谷公民館 ☎049-251-1129

水谷東公民館 ☎048-473-8717





# パブリックコメント(市民意見提出手続)

詳しくは  
こちら▼

## 富士見市公共施設個別施設計画第1期実行計画(改訂案)

新庁舎整備事業をはじめ公共施設マネジメントの取組に係る今後の進め方をまとめた計画の中間見直し(案)です。

閲覧・募集期間 1月28日(水)～2月27日(金)

提出先	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所公共施設マネジメント課 FAX049-251-2726
-----	---

問 公共施設マネジメント課 ☎049-257-5637

## 第2期富士見市健康推進計画～ハピネス健康ふじみ～(案)

総合的に健康づくりを進めるために健康増進計画・食育推進計画、歯科口腔保健推進計画、自殺対策計画を一体化した計画(案)です。

閲覧・募集期間 1月5日(月)～2月4日(水)

提出先	〒354-0021 富士見市鶴馬3351-2 健康増進センター FAX049-255-3321
-----	---

問 健康増進センター ☎049-252-3771

## 富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画(改訂版)(案)

廃棄物の排出の抑制や適正な分別などを行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るために現計画の中間見直し(案)です。

閲覧・募集期間 1月5日(月)～2月4日(水)

提出先	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所環境課 FAX049-253-2700
-----	---

問 環境課 ☎049-252-7100

### 【共通事項】

**意見の提出方法** 記入用紙に記入し、Web・FAX・郵送(必着)・窓口で提出してください。

### 各案の閲覧と記入用紙の配布

市ホームページ、市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館

### 【注意事項】

- ・意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- ・いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- ・いただいた意見は、意見概要として要約することができます。
- ・各案に直接関係ないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。



## 富士見市公共施設個別施設計画第1期実行計画(改訂案)・新庁舎建設基本設計の 市民説明会を開催します

富士見市公共施設個別施設計画第1期実行計画(改訂案)の市民説明会と、計画事業のひとつである新庁舎建設基本設計の市民説明会を合同開催します(申込不要)。

問 新庁舎整備室 ☎049-265-8311

### 【説明内容】

- 富士見市公共施設個別施設計画 第1期実行計画(改訂案)の概要
- 新庁舎建設基本設計 の概要

詳しくは  
こちら▶



日にち	時間	場所
1月20日(火)	午後6時30分～9時	ふじみ野交流センター 多目的ホール
1月22日(木)		つるせ台小学校 体育館
1月24日(土)	午前9時30分～正午	富士見市役所 全員協議会室
1月25日(日)		水谷公民館 多目的ホール

※全日程で手話通訳・要約筆記・ヒアリングループあり

※富士見市公共施設個別施設計画第1期実行計画(改訂案)はパブリックコメントも実施します(右ページ参照)。



## 後期高齢者医療保険料・介護保険料 をコンビニで納付できます



### ■ 令和8年1月以降発行の納付書が対象

令和8年1月以降に発行された後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付書はコンビニエンスストアなどでも納付できます。

納付に係る手数料はかかりません。ぜひご利用ください。

#### 納付可能なコンビニなど

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラグループ、ニューヤマザキデイリーストア、MMK設置店

問 後期高齢者医療保険料：保険年金課 ☎049-252-7114

介護保険料：高齢者福祉課 ☎049-252-7107

#### 【納付できない場合】

- 金額の訂正がある
- 各納期の納付額が30万円を超える
- バーコードが印字されていないまたは読み取れない
- 納付書のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットでの納付

納付方法について  
はこちら▼



## 4月1日(水)以降は出張所で後期高齢者医療保険料・介護保険料をはじめ 市税などの納付ができません

口座振替や金融機関の窓口納付などの普及により、出張所における市税などの収納業務は令和8年3月31日(火)をもって終了します。

4月1日(水)以降は、口座振替や市指定金融機関などで納付をお願いします。

問 南畠出張所 ☎049-251-2716

水谷出張所 ☎049-251-0700

水谷東出張所 ☎048-473-9226

みずほ台出張所 ☎049-254-8445

ふじみ野出張所 ☎049-262-8911

※納付方法などについては、各担当課にお問い合わせください。

#### 【出張所での収納業務が終了する科目】

科目	担当課
①市民税・県民税・森林環境税	収税課 ☎049-252-7118 ※課税に関することは①～④ 税務課、⑤保険年金課にお 問い合わせください。
②固定資産税・都市計画税	
③軽自動車税(種別割)	
④法人市民税	
⑤国民健康保険税	
介護保険料	高齢者福祉課 ☎049-252-7107
後期高齢者医療保険料	保険年金課 ☎049-252-7114